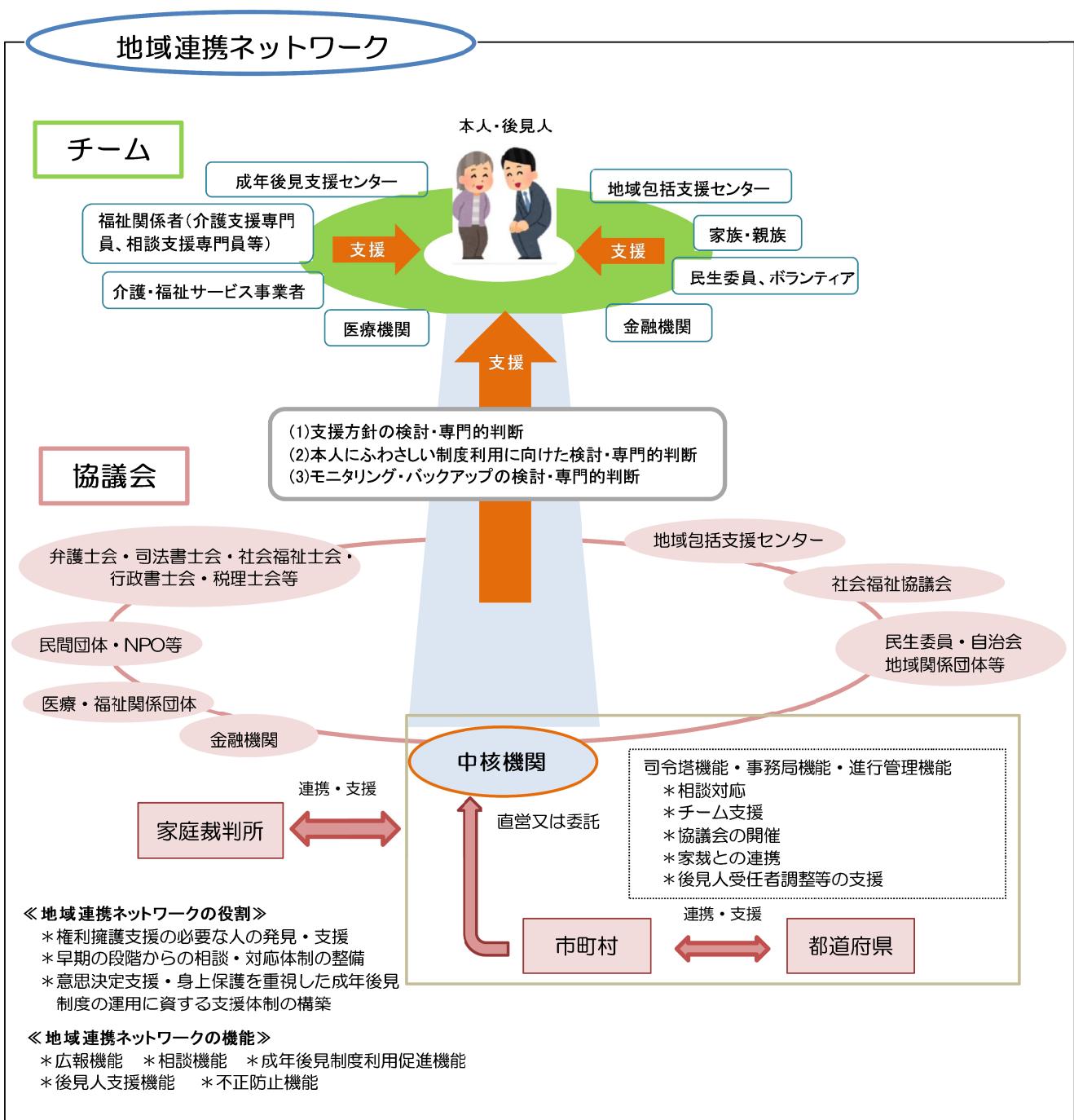


## 検討事項 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備について

### 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは ※市基本計画(案)P26~

必要な人が、本人らしい生活を守るために制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。

①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、③「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とする。

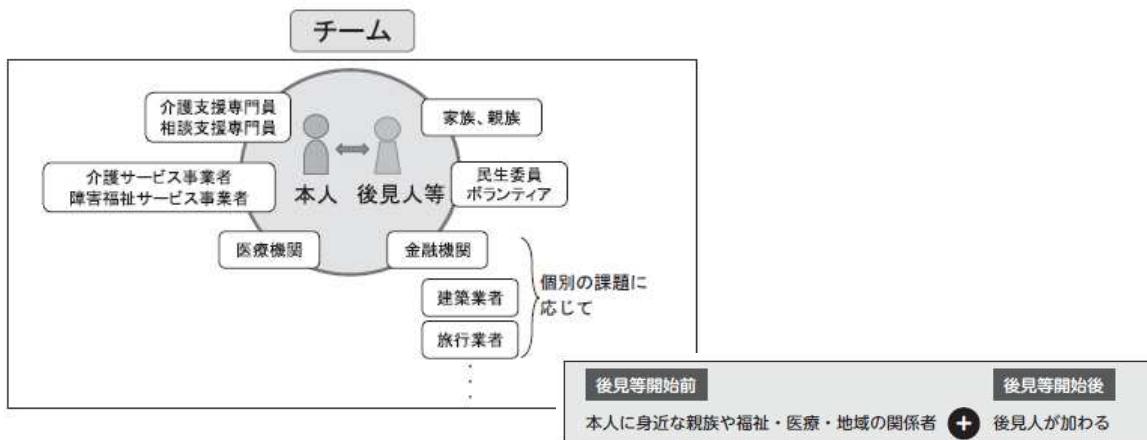


## (1)チーム

本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み。

○後見開始前: 地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける。

○後見開始後: 本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ成年後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する。



<メンバーアイデア> 家族・親族、主治医、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・近隣住民、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等必要に応じて構成。

< エリア > 日常生活圏域等

### ◎国基本計画・国手引きによる考え方

- できる限り既存の支援の枠組み（地域ケア個別会議等）を活用して編成すること。
- 必ずしも中核機関が会議を招集するものではなく、既存の会議体に中核機関職員が参加することも方法のひとつ。

### ◎江別市の体制(案)

新たな体制を作り上げるのではなく、既存のチーム支援の体制を活用し、必要に応じて中核機関が関与していく。

(活用例)

#### ○地域ケア会議、ケース会議の活用

- 地域包括支援センターが開催する地域ケア会議や相談支援事業所や医療機関が開催するケース会議を活用。
- 中核機関及び市が、個別の事例に対し必要に応じて関係者等を招集し、会議を開催。

#### ○サービス担当者会議の活用

- ケアマネジャー、相談支援専門員等が開催するサービス担当者会議を活用。

## (2)協議会

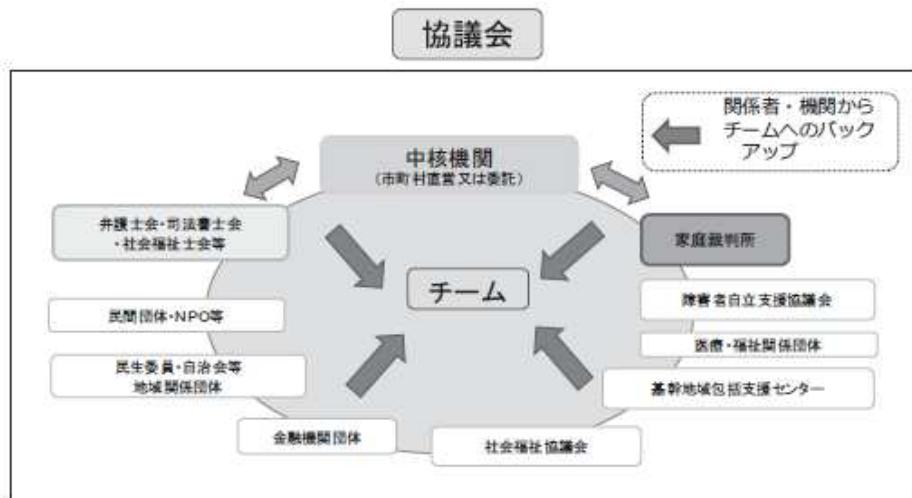
後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体。

### 一 協議会に期待される効果 一

#### ①以下のような地域課題の検討・調整・解決

- ・チーム(特に親族後見人等)への適切なバックアップ体制を整備すること。
- ・困難ケースに対応するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること。
- ・多職種間での更なる連携強化を進めること。

#### ②成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての家庭裁判所との情報交換・調整。



<メンバー例> 上記は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定(例:商工会や警察など)。

<エリア> 自治体圏域～広域圏等

### ◎国基本計画・国手引きによる考え方

- ・一つの会議体である必要はない。
- ・既存の支援の仕組み(地域ケア推進会議、自立支援協議会、高齢者虐待防止ネットワーク連絡会、権利擁護センター運営委員会)などを活用することができる。
- ・家庭裁判所及び法律・福祉の専門職団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)が関与していること。

### ◎江別市の体制(案)

協議する課題や内容に応じ、既存の複数の会議体を活用することで協議会としての機能を果たす。

(活用例)

#### ○チームへの専門職の派遣

中核機関が必要に応じチームへ法律・福祉の専門職を派遣し、チームをバックアップする。

#### ○後見実施機関運営協議会の活用

後見実施機関の運営状況の評価・協議や本市における成年後見制度の利用促進策の検討・協議を行う。

※家庭裁判所のオブザーバー参加

#### ○各研修会の活用

市主催の研修会や自立支援協議会において地域課題や困難事例を検討し、課題解決及び情報共有を図るとともに、顔の見える関係を築き、多職種間での更なる連携を強化する。

#### ○後見実施機関運営会議の活用

市と後見実施機関にて活動状況の報告など情報共有を図る会議の場を活用。

### (3)中核機関 ※市基本計画(案)P28~

専門職による専門的助言等の支援の確保(進行管理機能)や、協議会の事務局(事務局機能)など、地域連携ネットワークのコーディネート(司令塔機能)を担う機関。

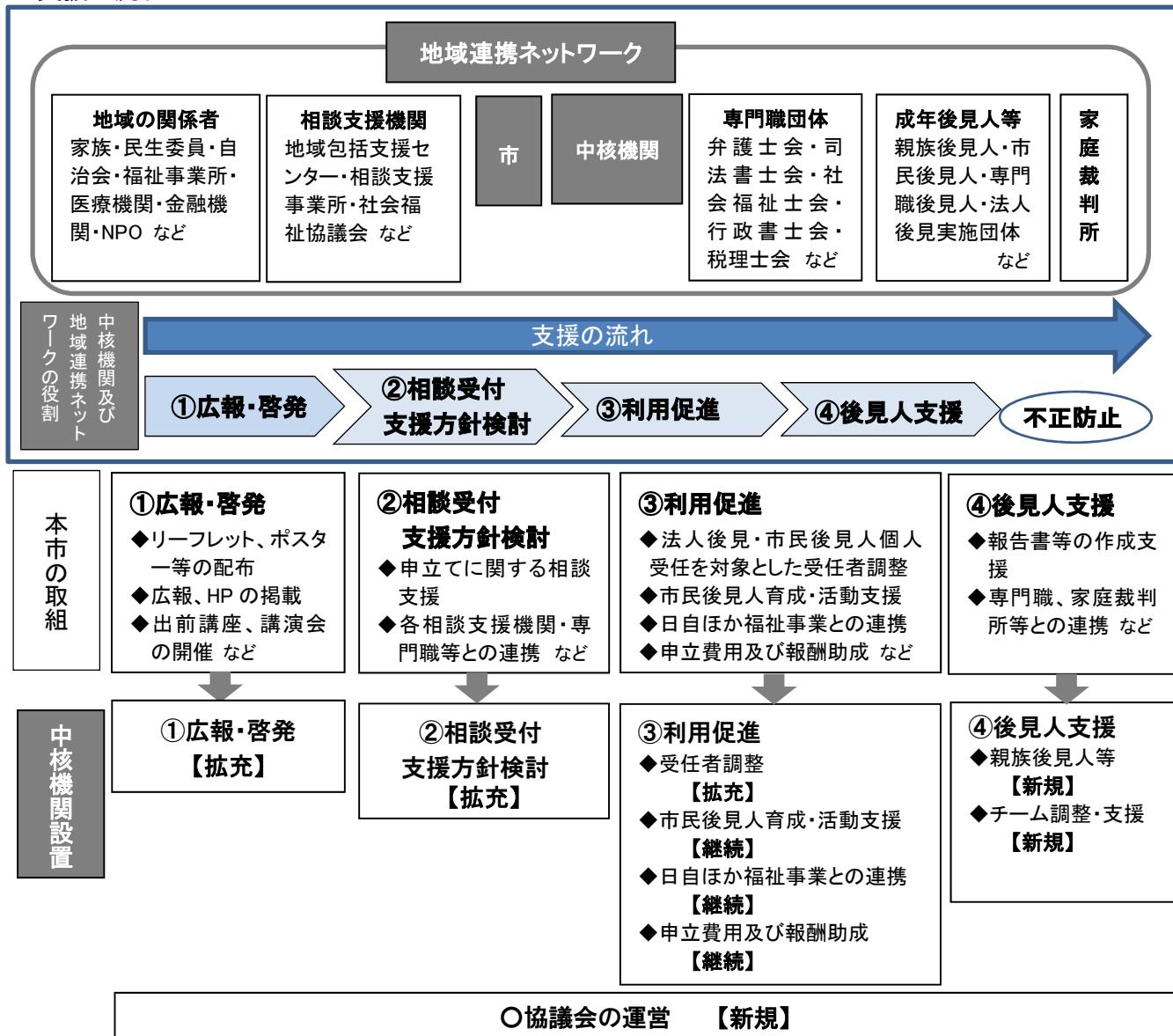
## 2 中核機関の整備

### (1)中核機関及び地域連携ネットワークの役割・機能、支援の流れ

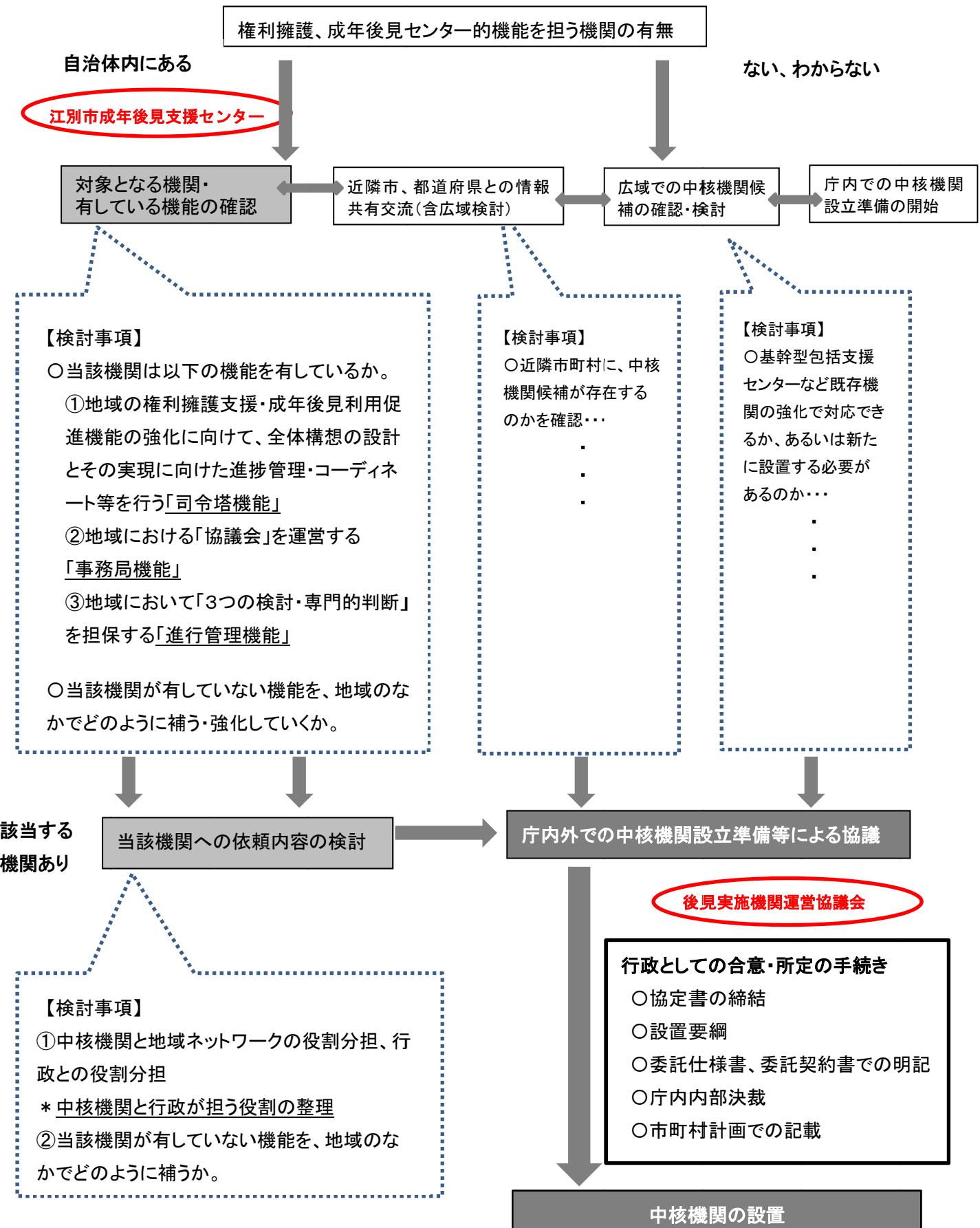
地域連携ネットワークの3つの役割	中核機関(進行管理機能)における4つの機能	国基本計画における7つの場面 (別紙参考資料 参照)
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	◎広報機能	場面① 制度の広報・周知
早期の段階からの相談・対応体制の整備	◎相談機能	場面② 相談・発見 場面③ 情報集約
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能 ・受任者調整(マッチング)等の支援 ・担い手の育成・活動の促進 ・日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行 後見人支援機能 (不正防止効果)※副次的效果	場面④ 地域体制整備 場面⑤ 後見等申立て 場面⑥ 後見等開始後の継続的支援 場面⑦ 後見人等の不正防止

◎国基本計画において優先すべき機能とされている機能

### <支援の流れ>

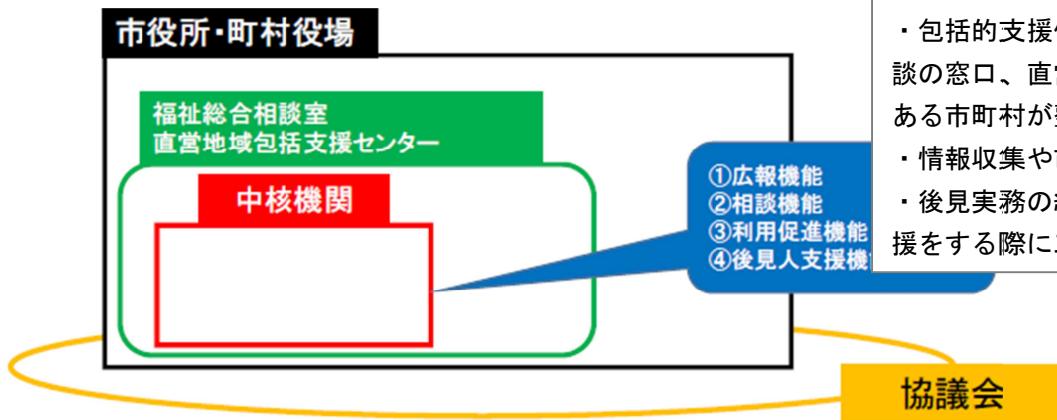


## (2)中核機関設置検討のフロー(国例示)



### (3)中核機関の整備パターン

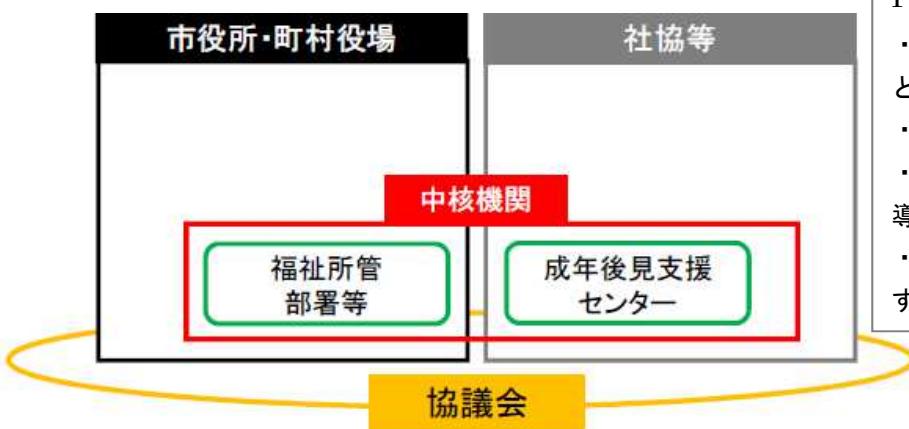
#### ア 直営



#### Point

- ・包括的支援体制における直営の総合相談の窓口、直営地域包括支援センターがある市町村が整備しやすいパターン。
- ・情報収集や市町村としての決定が迅速
- ・後見実務の経験がないため、後見人支援をする際に工夫が必要。

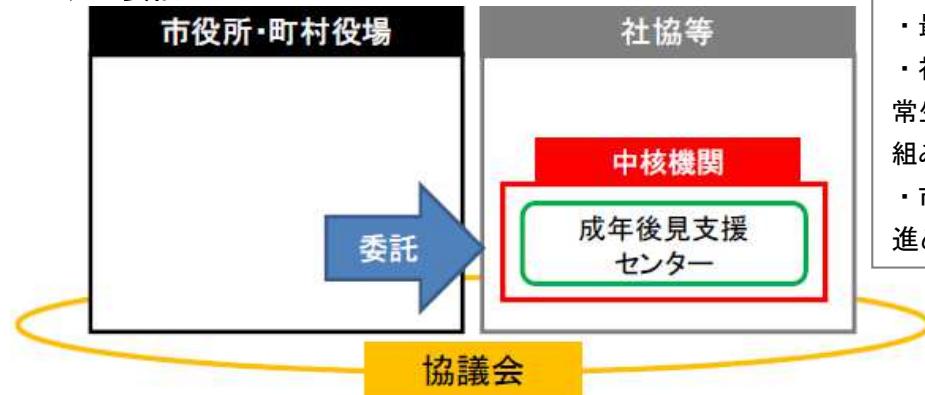
#### イ 直営＋一部委託



#### Point

- ・所謂「委託丸投げ」状態を防止することができる。
- ・それぞれの強みを活かすことが可能
- ・それまでの実績により、どちらかが主導する形で整備が進む実態がある。
- ・それぞれの動きや役割を日頃から共有する必要がある。

#### ウ 委託



#### Point

- ・最も多く整備されているパターン
- ・社会福祉協議会に委託する場合は、日常生活自立支援事業等の地域福祉の取り組みと連動させることが容易
- ・市町村長申立や市町村計画策定などの進め方に調整を図る必要がある

## ◎国基本計画・国手引きによる考え方

- ・地域の実情に応じた運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- ・既存の資源（成年後見支援センター等）の活用を図ること、複数の機関に役割を分担して委託することも可能。
- ・中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるもの。
- ・直営又は委託問わず、自治体の責任・管理で運営していくこと。

## ◎江別市の体制（案）

### ○運営の主体

現在、中核機関の機能の一部を担う江別市成年後見支援センターを運営する江別市社会福祉協議会へ、中核機関の運営を委託する。

### ○整備パターン（運営形態）の協議・検討

江別市社会福祉協議会への委託を基本としつつ、市との役割分担について協議・検討していく。

### ○中核機関の機能の調整

中核機関が担う4つの機能については、地域連携ネットワークの関係機関と協議しながら役割分担し、計画的・段階的に整備していく。

## （4）今後の検討事項

### ア チーム支援体制・協議会

→既存の会議等の活用にあたっての関係機関、専門職等との協議・調整

### イ 中核機関

→市及び地域連携ネットワークとの機能分担にあたっての関係機関、専門職等との調整